平成18年6月9日(金) 第1回 地域包括支援センター・介護予防に関する意見交換会

# 介護予防に係る基本的な考え方

~ 行政担当者等向け説明資料※ ~

※ 自治体内及び管内自治体の担当者研修等において使用するなど、 行政担当者等の共通認識の醸成に活用をお願いしたい。

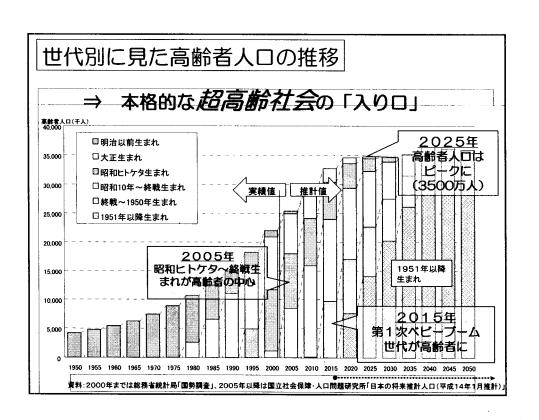
厚生労働省老健局老人保健課

# 介護予防に係る基本的な考え方

- 1. 介護予防の推進の重要性
- 2. 介護予防が求められる背景
- 3. 介護予防の基本的な考え方
- 4. 介護予防に係る施策の考え方
- 5. 介護予防に関連するサービス等
  - ① 実施に当たってのポイント
  - ② 介護予防ケアマネジメント
  - ③ 介護予防のための生活機能評価
  - ④ 介護予防プログラム
  - ⑤ 効果の評価

#### 1. 介護予防の推進の重要性

- 今後、超高齢社会が到来することにより、
- ・ 高齢者人口が大幅に増加するとともに、
- より高齢な高齢者の割合が高くなっていくことが予測される。
- 超高齢社会においても、
- ・多くの高齢者が生き生きと暮らすことが、
- 社会全体の活力を維持することにつながり、 ひいては、
- ・介護保険制度の持続性の確保につながる。
- 超高齢社会の入り口である「今」から、 介護予防に取組み、その定着を図る必要がある。



## 被保険者数・要介護認定者数の推移

〇 被保険者数の推移

65歳以上の被保険者数は、5年7ヶ月で約391万人(18%)増加

	2000年4月末	2003年4月末	2005年11月末
被保険者数	2, 165万人	2, 398万人	2, 556万人

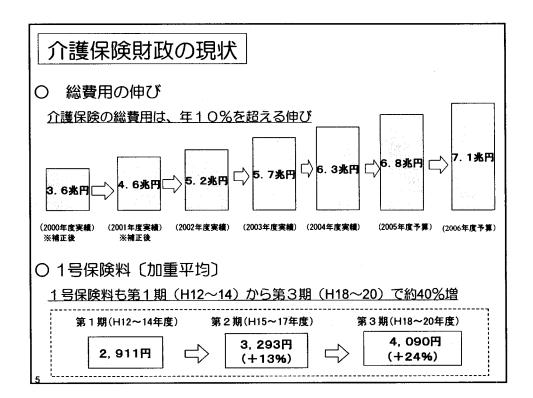
(出典:介護保険事業状況報告)

○ 要介護認定を受けた人数の推移

要介護認定を受けた者は、5年7ヶ月で約210万人(96%)増加

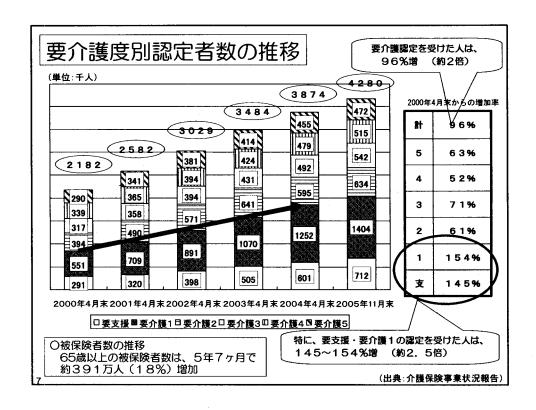
	2000年4月末	2003年4月末	2005年11月末
認定者数	218万人	348万人	428万人

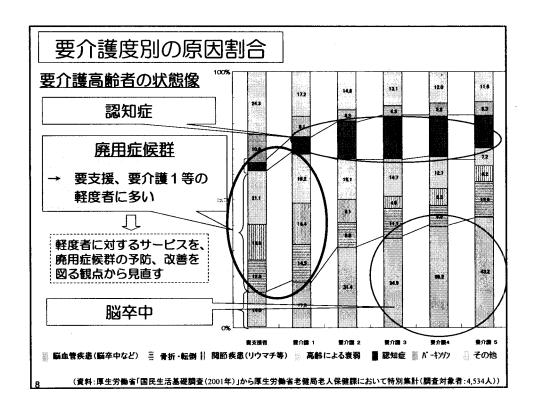
(出典:介護保険事業状況報告)



### 2. 介護予防が求められる背景

- 介護保険制度施行後の状況をみると、
- ・ 要支援や要介護1の軽度者の増加が大きく、
- ・ これらの者の生活機能の低下の原因は、 廃用症候群(生活不活発病)\*が多い。
- ※ 廃用症候群(生活不活発病): 筋骨格系疾患等のように、廃用(使わないこと、生活の不活発、安静) で起こる、全身の心身機能、生活機能の低下
- これらの者については、適切な対応により状態が改善することが期待されるが、これまでのサービスは、状態の改善に十分つながっていない。
- 軽度者に対するサービスを、廃用症候群の予防、 改善を図る観点から見直すこととした。





# 3. 介護予防の基本的な考え方

- ○どのような状態にある者であっても、
- ・ 生活機能の維持・向上を積極的に図り、
- 要支援・要介護状態の予防及びその重度化の予防、 改善により、

### 「高齢者本人の自己実現の達成」を支援すること

- このため、高齢者の生活機能の低下の程度に対応して生活機能の維持・向上の取組を行うことが必要であり、特に「**水際作戦**」として、
- ・ 急速な生活機能の低下がみられ始めた者を早期に 把握し、時期を逸することなく集中的に対応する
- ・ 生活機能の低下が軽度のうちから早期に対応することが非常に重要である。

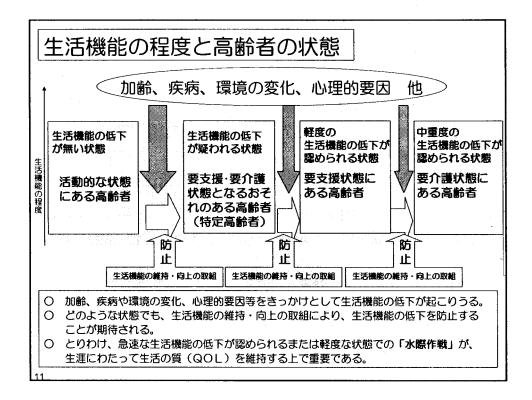
# 介護予防の考え方について

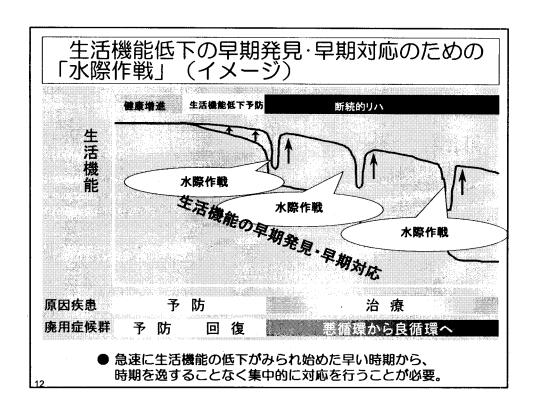
- ① 要介護状態になることをできる限り防ぐ (=発生を予防する)
- ② <u>要介護状態であっても、</u> <u>状態がそれ以上に悪化しないようにする</u> (=維持・改善を図る)

どのような状態にある者であっても、 生活機能の維持・向上を積極的に図ることが重要

その人の生活・人生を尊重し、できる限り自立した 生活を送れるように支援する。

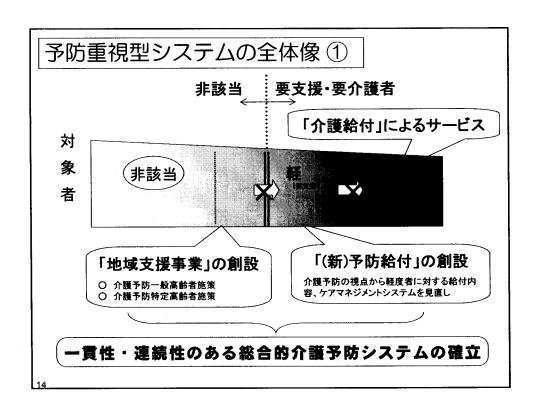
□ 知ち「自立支援」(*=介護保険の基本理念*)

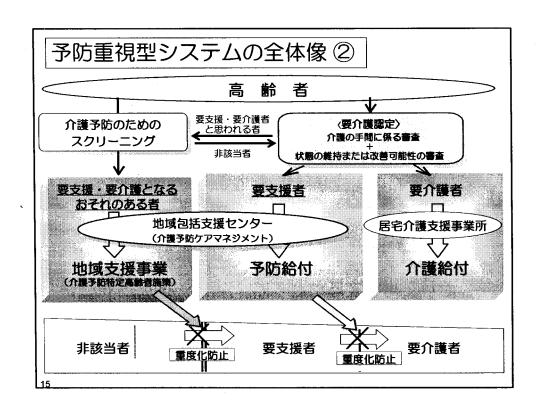




### 4. 介護予防に係る施策の考え方(1)

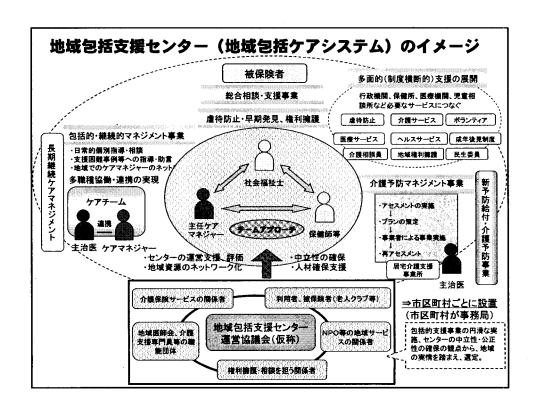
- ○軽度者の状態を踏まえ、
- できる限り要支援・要介護状態とならない あるいは、
- ・ 重症化しないよう「介護予防」を重視した システムの確立を目指す。
- 0 このため、
  - 要支援者の範囲、予防給付のサービスの内容、 ケアマネジメントを見直し、新たな予防給付 として再編するとともに、
- ・ 要支援·要介護状態になる前からの介護予防を 推進することとした。





### 4. 介護予防に係る施策の考え方(2)

- 介護予防に対する取組が自主的·継続的に行われるためには、
- ・ 地域における環境の整備や活動支援等を含めた 様々な施策が連携し、
- 関係する様々な機関等が地域のネットワークを 構築しながら、
  - <u>高齢者が生き生きと活動できる「地域づくり、</u> まちづくり」が行われることが重要。
- ○「地域包括支援センター」は、高齢者が住み慣れた自宅や地域で、できる限り自立した生活を 継続するために必要な多様な支援を継続的かつ 包括的に提供する仕組み(=「地域包括ケア」) の中核機関として、重要な役割を担っている。



### 5. 介護予防に関連するサービス等

#### 〇 介護予防は、

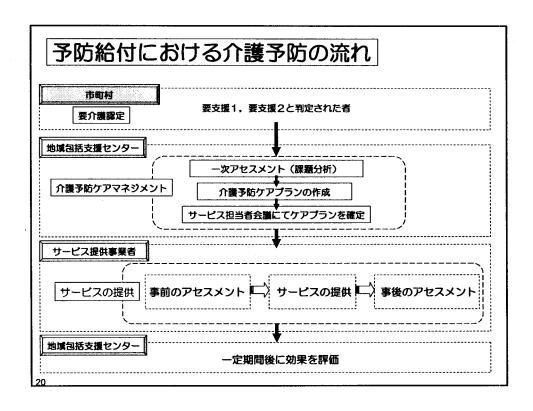
- ・ 高齢者の日常的な生活での取組みから、
- 要介護状態の高齢者に対する介護給付における サービスに至るまで、
  - 一貫した取組が重要である。

#### 〇中でも、

- ・ 地域支援事業(特に、介護予防事業)
- 予防給付によるサービス
- ・ 老人保健事業における基本健康診査 (介護予防のための生活機能評価等)
- 介護予防ケアマネジメント については、特に重点的な取組みが重要となる。

介護予防特定高齢者施策の流れ 要介護認定 関係機関か 訪問活動等 市町村 ための生活 非該当者 からの連絡 らの連絡 宇豑抑握 機能評価 生活機能低下が疑われる 高齢者 (特定高齢者) の早期把握 特定高齢者である可能性のある者 特定高齢者の選定 地域包括支援センター 一次アセスメント(課題分析) 介護予防ケアマネジメント サービス担当者会議の開催 (必要な場合) 介護予防ケアプランの作成 市町村(受託事業所) 【運動器の機能向上】 【栄養改善】 介護予防プログラム 【口腔機能の向上】 の実施 【その他】閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援、うつ予防・支援 等 事前のアセスメント 事業の実施 事後のアセスメント 地域包括支援センター 一定期間後に効果を評価

-22-



- 5. 介護予防関連サービス
- ① 実施に当たってのポイント
  - 介護予防関連サービスにおいては、
  - 介護予防について高い効果が期待されると考えられる者\*に対して優先的にサービスの利用を促すこと(=「水際作戦」)
    - ※ 生活機能の低下をきたす可能性の高い者(特定高齢者) 軽度の生活機能の低下をきたしている者(要支援者)
  - 利用者本人の理解と明確な目標達成への意欲に 基づいた利用を促すこと(二「高齢者本人の自 己実現の達成」への支援)

が重要であり、

その上で、

・ 適切な「運動機能の向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等のサービスの利用が求められる。

- 5. 介護予防関連サービス
- ② 介護予防ケアマネジメント
  - 特定高齢者及び要支援者に対し、
  - 適切なアセスメントの実施により、利用者の 状態の特性を踏まえた目標を設定し、
  - ・ 本人を含め様々な専門家によるケアカンファレンスを通じ、利用者の改善可能性を実現するための適切なサービスを選択することにより、利用者の自立に向けた目標志向型プランの策定を行うことが必要である。
  - 地域包括支援センターによる客観的・中立的・ 包括的なケアマネジメントの実施を通して、
  - 多様な地域資源を活用し、
  - ・「包括的・継続的な地域生活支援」を実現する。

介護予防ケアマネジメントの流れ
地域包括支援センター
「現状で行われている生活行為」と「何らかの支援により可能となる生活行為」との乖離を同定(発見)できるようアセスメントを充実
本人とチームによるプラン策定
「自立に向けての目標を立て、自立支援に資するサービスを本人とチームで決める。
戸期間後に効果をきちんと評価する
高齢者本人の自己実現の達成を積極的に支援する。

5. 介護予防関連サービス

#### ③ 介護予防のための生活機能評価※

※ 65歳以上の者の基本健康診査(老人保健事業) において実施

- 特定高齢者である可能性の高い状態の者は、 自主的に基本健康診査を受診しない者の中に多い ことが推測されるため、
- · 訪問活動
- 関係機関 (主治医、民生委員、高齢者福祉センター等) からの情報
- ・ 本人、家族、地域住民等からの情報
- ・ 要介護認定における非該当者等の情報 等により把握された者に対して、基本健診の受診 を積極的に推奨することが重要である。
- 特定高齢者の早期発見、早期対応に資するためには、適宜適切に基本健診を実施できる体制の整備が必須である。

24

- 5. 介護予防関連サービス
- ④ 介護予防プログラム
  - 介護予防ケアプランに基づき、
  - ・ 利用者本人の理解と明確な目標達成への意欲に 基づいた利用を促す(二「高齢者本人の自己実 現の達成」への支援を行う)こと、
  - ・ 事前のアセスメント、事後のアセスメントにより、当初の目標に照らした評価を確実に実施すること

が必要である。

- なお、特に、「運動機能の向上」のサービスに ついては、
- いわゆる「筋トレ」に固執することではなく、 利用者の状態や意向に沿った内容とし、
- ・ 利用者の体調等に十分に留意する。

# 介護予防プログラムの実施方法

○ 介護予防プログラム※

介護予防特定 高齢者施策での 実施を想定して いるプログラム 【運動器の機能向上】 【栄養改善】

【口腔機能の向上】

【閉じこもり予防・支援】 【認知症予防・支援】 【うつ予防・支援】 予防給付で重点 的に実施する プログラム

※ 研究班においてマニュアルを作成し、厚生労働省のホームページに 掲載している。

「介護予防に関する各研究班マニュアルについて」 http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/topics/051221/index.html

20

#### 介護予防に関する各研究班マニュアル

【例:運動器の機能向上マニュアル (主任研究者:大渕修一氏) より一部抜粋 】

#### 運動器の機能向上とQOLの関係

運動器の機能低下と「悪循環」



#### 「悪循環」から「好循環」へ

介護予防による好種環



Berger B.Q. & Hoold L.M. (1989): "EXERCISE-AGING CYCLE"を一部改正

前述のごとく、新予防給付で提供されるサービス、及び地域支援事業における介護予防事業で実施される事業(以下「本サービス等」という。)は、社会・心理的機能の向上に直接的に関与するものではないが、運動器の機能向上によって悪循環を断ち切り、間接的に、社会・心理的機能、つまり 00L の向上に寄与することを意図している。この意味では、本サービス等の提供そのものが目的化してしまうことは本末転倒である。サービスに従事するものには、00L を向上させることが目標であることの共通認識が必要である。

- 5. 介護予防関連サービス
- ⑤ 効果の評価
  - 介護予防プログラムの提供者(事業所等)及び、 地域包括支援センターにおいては、
  - 介護予防ケアプランにおける目標の達成度 について、
  - ・ 利用者本人とともに、一定期間後に評価を行う。
  - 市町村、都道府県、国は、施策としての評価を
  - · 介護予防市町村支援事業<sup>※1</sup>
  - ・ 継続的評価分析支援事業\*2 等をとおして行う。
  - ※1 市町村の介護予防事業報告等をもとに、全都道府県が実施
  - ※2 平成18年度は、100市町村程度で実施予定

